

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター面会規程

(目的)

第1条

本規程は、独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター（以下、当院という）の入院患者の療養環境の保持および感染拡大防止対策を図り、併せて安全かつ円滑な病棟運営を行うことを目的として、入院患者への面会について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条

本規程は、当院に入院するすべての患者および面会者に適用する。

(面会時間)

第3条

面会時間は、原則として午前11時から午後7時までとする。

2 ただし、患者の治療・処置・検査等の都合により、面会時間内であっても面会を制限または中止することがある。

(面会受付および手続き)

第4条

面会者は、以下の手続きに従い面会を行うものとする。

- 1 平日は、外来管理治療棟「1. 入院受付」において、入院中の病棟を確認すること。
- 2 休日および時間外は、「休日・夜間受付」において、入院中の病棟を確認すること。
- 3 必ず病棟を確認したうえで、該当病棟を訪問すること。
- 4 病棟到着後は、スタッフステーションに申し出ること。

(面会の制限)

第5条

次の各号に該当する場合は、面会を制限または禁止することがある。

- 1 小さな子ども（小学生以下）を伴う場合
- 2 大人数（常識の範囲内を逸脱）での面会となる場合
- 3 急性感染症症状（発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢等）がある場合
- 4 院内感染防止対策上、面会の制限が必要と判断される場合
- 5 患者の病状、治療または療養上不適当と判断される場合

(感染防止対策)

第6条

面会者は感染拡大防止のため、職員の指示に従い、手洗い・マスク着用等を実施しなければならない。

2 感染拡大状況により、面会制限等の追加措置を講じる場合がある。

(面会辞退の意思表示)

第7条

患者または家族が面会の案内を希望しない場合は、入院時に申し出るものとし、当院はその意思を尊重する。

(職員の対応)

第8条

職員は、本規程に基づき、患者の安全および療養環境の確保を最優先とし、必要に応じて面会者へ説明および指導を行うものとする。

(面会における留意事項)

第9条

入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- 1 面会時は静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないように努めること。
- 2 病院が定める面会受付方法や面会時間、人数、面会場所等を守ること。
- 3 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。
- 4 前号各項に違反した場合は、職員の判断により直ちに面会を中止することができる。

(補則)

第10条

本規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。